

時 期	初動段階
区 分	住民等に対する情報提供
分 野	住民等に対する情報提供
検 証 項 目	マスメディアとの連携

根拠法令・事務区分	災害対策基本法、放送法
執 行 主 体	国、県（自治事務）、市町（自治事務）、放送事業者
財 源	自主財源
概 要	<p>国や県、市町においては、プレスルームを設け、マスコミの取材に対応した。神戸市等のプレスルームには、外国プレスの取材に対応するため、通訳ボランティアを常時配備した。また、兵庫県においては、海外からの被災状況取材に対して、情報対策部・国際対策部（知事公室）で対応した。</p> <p>震災時における住民に対する情報提供は、災害時における放送協定に基づき、テレビ、ラジオ、新聞といったマスメディアの活用、災害関連情報誌の発行等により行われた他、兵庫県においては、臨時災害FM局「復興通信FM796-フェニックス」（放送事業者＝兵庫県）を開局した。震災後、兵庫県は、こうした経験を生かすために、平成8年に、複数の放送局と災害時における放送要請に関する協定を締結した他、平成11年には、全国初の緊急地域防災情報のカットイン放送システムである「兵庫県/AM神戸防災情報放送協定」を締結し、災害発生で緊急に住民の呼びかけや情報提供が必要と判断した場合、県が同社に放送を要請し、被害の拡大防止のために必要な情報を県の担当者が庁内のミニスタジオからラジオに呼びかけることを可能とした。</p>

阪神・淡路大震災における取組内容とその結果	
国	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置</p> <p>警察庁の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 警察庁は、生田庁舎内に「記者クラブ室」を設置する。ラジオ放送、パトカーや広報車による広報を実施する。 <p>防衛庁・自衛隊の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 防衛庁・自衛隊は、本庁及び兵庫県庁に開設した広報センター等において、自衛隊の災害派遣部隊の活動に関する広報や市民の要望による艦内公開等を実施した。 <p>国土庁（当時）の対応[『阪神・淡路大震災調査報告書総集編』阪神・淡路大震災編集委員会,p173]</p> <ul style="list-style-type: none"> 国土庁（当時）は、3月1日～3月31日の間、被災者等が必要とする国、地方公共団体等の諸施策に関する情報を、新聞、テレビ等を通じて提供した。 <p>郵政省（当時）の対応[『阪神・淡路大震災調査報告書総集編』阪神・淡路大震災編集委員会,p174]</p> <ul style="list-style-type: none"> 郵政省（当時）は、被災地に即したきめの細かい救援情報、生活関連情報等の提供を行うため、兵庫県域内の被災地において被災者支援放送を行う臨時災害FM局の免許を兵庫県に対し付与した（平成7年2月15日放送開始、3月31日放送終了）。 <p>阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果</p>
県	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置</p> <p>放送協定に基づく情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 1月18日、兵庫県知事は、県民に被害状況、対応状況、余震対策等についてNHK全国放送で呼びかけた。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p66] 県民向けの定時放送としては、地域防災計画による放送協定に基づき、1月19日中にNHK、サンテレビ、AM K O B E、K i s s - F Mとの協議を整え、20日午後3時45分のNHKラジオ第1放送を皮切りに、順次放送を開始した。開始はやや遅れたものの、以後、各局とも午前、午後、夕刻の各3回（各回5分間）にわたり、被災者への地域別の生活情報を発信することとなった。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p69]

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定時放送の実施にあたっては、県の広報専門員が直接、放送局のスタジオに出向き、あるいは電話インタビューを受ける形でテレビ、ラジオに出演し、県災害対策総合本部をはじめ、各市町災害対策本部からの情報などを発信した。また、NHKラジオセンターやラジオ大阪へ情報提供し、これら各局からも生活情報を発信した。この放送は、3月31日まで計212回実施された。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p69] 新聞等を活用した生活情報の提供[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p70] ・ 2月11日から10日に1回の割合で、神戸新聞と4大紙（読売、朝日、毎日、産経新聞）に震災関連情報を掲載（3月21日まで）。4月に入ってから、神戸新聞においては月2回、4大紙においても月1回の通常枠のなかで、生活再建に役立つ情報を提供した。 あわせて、各都道府県に協力を依頼し、県外に避難されている被災者に向けた情報が各都道府県の広報紙に掲載された。 テレビ・ラジオによる震災関連情報の提供[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p70] ・ 2月5日から、県提供の通常のテレビ4本、ラジオ4本の番組枠を順次復帰させ、3月31日まで全編震災関連情報を放送した。 ・ また、2月12日には、サンテレビの1時間番組枠に災害対策本部長(知事)が出演し、県民へ向けて状況を報告。以来、種々の番組枠を活用して、ほぼ隔週ごとに本部長報告を放送した。 ・ 4月以降は、通常の番組の中で随時、復興関連情報を放送した。 ・ 平成8年1月7日には、知事が復旧・復興対策の現状と課題等を報告する特別番組を放送した。 外国人への情報提供[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p77] ・ 1月20日、災害時における放送要請に関する協定に基づき、K i s s - F Mにおいて英語による外国人県民向けの震災情報を提供することとした。 海外報道機関への情報提供[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p74] ・ 1月20日にCNNヘスイス救助隊の活動情報を提供、22日にタイ国営放送の被災状況取材に協力したのをはじめ、震災1カ月の間にロイター通信、AP通信、韓国文化放送、BBC放送、ワシントンポストなど21社から知事へのインタビューや資料請求、被災地関連の照会などがあり、その後も相次いだ。情報対策部・国際対策部（知事公室）でそれぞれ対応した。 ・ 外務省海外広報課の依頼により、海外テレビ放映広報用ビデオ「JAPAN VIDEOTOPICS」(放映用は世界70ヶ国、視聴者数延べ13億人)の95年4月号「阪神・淡路大震災からの復興」の制作に協力した。 ・ 7月31日には関西情報発信機能強化推進協議会主催の外国プレスツアーを誘致。知事との懇談会を開催し、復興計画の概要などについて説明したほか、現地視察案内を行った。 <p>阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果</p>
市 町	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置</p> <p>神戸市の対応状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1月17日、神戸市は1号館8階へ災害対策本部が移ったので、本部の半分をプレスルームに充てた。[神戸市広報課・編著『防災都市・神戸の情報網整備 神戸市広報課の苦悩と決断』ぎょうせい,p.47-52] ・ 神戸市のプレスルームには、外国プレスの取材に対応するため、通訳ボランティアを常時3人配置した。 ・ 神戸市においては、1月18日から2月20日まで、毎朝定例で記者会見を実施した。 ・ 神戸市は、震災直後に神戸市外語大学の学術系ネットを利用した市のホームページに被害写真を掲載することにより、海外に被害の大きさを知らせた。[神戸市広報課・編著『防災都市・神戸の情報網整備 神戸市広報課の苦悩と決断』ぎょうせい,p121-126] ・ 1月22日、FMラジオの神戸市広報番組で、義援金、救援物資、ボランティア募集を呼びかけた。 神戸市以外の各市における対応状況 ・ 1月18日、芦屋市災害対策本部は、「芦屋市災害対策本部からのお知らせ」をマスコミへ情報提供した。 ・ 1月18日、西宮市災害対策本部は、CATVにより被害状況を文字画面表示した災害広報を開始し

	<p>た。</p> <p>阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果 神戸市のプレスルームには、発災後10日間で延べ800人のマスコミが同居した。 神戸市の被害状況を掲載したホームページのアクセス数は、1月20日が最高で、4万件/日。</p>
その他	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置 NHKによる災害放送等の実施[『阪神・淡路大震災調査報告書総集編』阪神・淡路大震災編集委員会,p173]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NHKは、地上系(総合・教育)・衛星系(衛星第1・第2)テレビ、ラジオ(ラジオ第1、第2、FM放送)で特別編成により災害放送を実施した。 ・NHKは、FM放送・教育テレビで安否情報を平成7年1月17日から同月30日まで提供した。 ・NHKは、神戸市役所内に臨時スタジオを設置し、ラジオ第一で神戸市を中心に被災者の必要とする各種生活情報を平成7年1月20日から3月24日まで提供した。 ・NHKは、地上系・衛星系テレビで視覚障害者向けに随時字幕スーパーを挿入した。 ・NHKは、総合テレビ及び衛星第2テレビで外国人向けに英語による音声多重放送を実施した。 <p>民間放送事業者・CATVによる災害情報等の提供[『阪神・淡路大震災調査報告書総集編』阪神・淡路大震災編集委員会,p173]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間放送事業者・CATV事業者においては、特別編成等で災害放送を実施した他、安否情報の提供、視覚障害者向けの随時字幕スーパーの挿入、被災地に居住する外国人への情報提供を実施した。 <p>阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果</p>
阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み内容とその結果	
国	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
県	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み 災害時における放送要請に関する協定の締結</p> <ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県は、阪神・淡路大震災後、新たに以下の放送局(会社)と災害時における放送要請に関する協定を締結した。 ・株式会社毎日放送 平成8年6月14日 ・朝日放送株式会社 平成8年6月14日 ・関西テレビ放送株式会社 平成8年6月14日 ・讀賣テレビ放送株式会社 平成8年6月14日 ・大阪放送株式会社(ラジオ大阪) 平成8年6月14日 ・関西インターメディア株式会社 平成8年7月18日 <p>「兵庫県/AM神戸防災情報放送協定」の締結</p> <ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県は、平成11年1月に、全国初の緊急地域防災情報のカットイン放送システムである「兵庫県/AM神戸防災情報放送協定」を締結した。災害発生で緊急に住民の呼びかけや情報提供が必要と判断した場合、県が同社に放送を要請し、被害の拡大防止のために必要な情報を県の担当者が庁内のミニスタジオからラジオに呼びかけるといった内容。 <p>災害情報の収集システムを高度化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県は、災害情報の収集システムを高度化するとともに、震災後、県庁周辺に災害待機宿舎をつくり、初動要員が30分以内に駆けつける体制を確立するとともに、取材対応と情報発信のマニュアルを作成、建設中の災害対策棟に報道機関の部屋を設けて、災害情報がその部屋にも送ることができるようなシステムを構築する、といった改善策を講じてた。 <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
市町	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み 広報マニュアルの策定(神戸市)</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・神戸市は、災害発生時に災害関連情報を市民へ、正確に提供していくための広報活動に関するマニュアルを定めることを目的に、防災マニュアルのひとつとして、広報マニュアルを策定した。 災害情報に係る緊急放送の実施に関する協定 ・神戸市は、「エフエムわいわい」の電波を借りて、災害時に長田区役所から直接、災害に関する緊急放送ができるシステムを構築するため、平成9年12月、同社と「災害情報に係る緊急放送の実施に関する協定」を結び、機材や回線の整備を実施。（県単独事業200万円を計上） ○外国人への情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ・神戸市は「FM - COCOLO（関西インターメディア）」において、平成11年4月から、4ヶ国語による情報提供を開始。 ○ラジオ・ITを活用した防災情報の発信 <ul style="list-style-type: none"> ・広報ラジオ番組と連携したホームページ（携帯用、パソコン用）を平成16年4月に開設。通常は神戸の最新情報と大規模な災害など緊急時には防災情報などをリアルタイムで発信。 <p style="text-align: center;">阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
その他	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み</p> <p>マスコミ3社による「災害緊急時における報道協力協定」の締結</p> <ul style="list-style-type: none"> ・阪神・淡路大震災の被災体験を今後の災害報道に生かすため、神戸に本社を置く神戸新聞社、サンテレビジョン、ラジオ関西のマスコミ3社は、平成9年6月「災害緊急時における報道協力協定」を締結した。 <p>コミュニティ放送局の開局</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ放送局は市・町・村など限られたエリアを対象に地域に密着した生の情報を発信する放送局であり、通常は行政情報や地元商店街の情報、イベント情報等を提供しているが、災害時には地元住民に安心・安全のための情報を提供する緊急連絡手段としての役割を担う。行政との連携により正確な情報が迅速に提供でき、また地域住民とも身近なメディアとして関係が強いため、災害時の情報伝達手段としての役割を視野に入れて設立された例もある。平成15年度末現在で166局のコミュニティ放送局が開局している。 <p>ラジオ・ライフラインネットワークの創設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時のライフライン情報がいかに重要であるかが大震災での教訓として認識され、NHKラジオセンターと在京ラジオ局（TBS・文化放送・ニッポン放送・TOKYO FM・J WAVE・ラジオ日本）がライフライン各社（東京電力・東京ガス・NTT・東京都水道局）とネットワークを組み、災害時にライフライン各社からの被災状況や復旧見通しの情報や利用者への呼びかけを、加盟ラジオ放送を通じて順次、放送を行うことを決めた。制度の開始は1996年（平成8）年7月。 <p>災害時にFM局へNHKニュースを提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常災害時にNHKの災害ニュースを当該地域にある民間FM局が放送できるようにすることで、一人でも多くの視聴者に情報伝達を行うことを目的に協定が1995（平成7）年11月に出来た。具体的にはNHKニュースを受信し、リライトして放送に使用できるというもの。これまでに全国のFM局8社がNHKと協定を結んだ。 <p style="text-align: center;">阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
これまでの各方面からの指摘事項	
<p>神戸市は発災当日に災対本部に隣接してプレスルームを設置し、マスコミへの情報提供を通じて、被災者への情報伝達を試みた。（桜井誠一「阪神・淡路大震災における広報活動について」『都市政策 no.80』（財）神戸都市問題研究所）</p> <p>（地元AMラジオ局職員ヒアリング結果）放送局は、役所の要請も受けて、放送するため、県、市と協定を結んでいたが3日後まで話がなかった。（『平成9年度防災関係情報収集・活用調査（阪神・淡路地域）調査票』（財）阪神・淡路大震災記念協会）</p> <p>前線デスクとして全国からの応援組との調整にあたった秦野氏は、誰に向けて情報を発信するかという問題に悩まされた。これは在阪テレビ局各社に共通する問題だった。東京を中心とするキー局は、被災地以外の視聴者を優先させて全国ネットの番組を編成する。全体の被害状況や、より衝撃的な映像を求めがちだ。だ</p>	

が、地元局は、克明な被害状況や、生活情報をよりきめ細かに伝える使命がある。しかしテレビは、具体性・個別性のある情報を網羅的に伝えるのは不得手なメディアだ。電波数が限られている民放の場合、放送時間の制約も大きい。(外岡秀俊『地震と社会(上)』みすず書房)

地震直後の放送は被害情報が圧倒的に多く、どんな被害がどこであったとか死者・負傷者が何名に増えたという内容が中心になり、生活情報が組織的・体系的に放送されるのは、被害報道が一段落した地震の2～3日後のことであった。けれども実は、地震当夜から30万人を越える人々が避難所や野外で不自由な生活を送っており、その時点から生活情報を必要としていたわけで、望むらくは被害報道を多少犠牲にしても、災害当日から体系的に各種の生活情報を放送し、被災者の切実な要求に応えるべきであったろう。(廣井脩「災害放送の実態と課題」『放送研究と調査 Vol.45, No.5』日本放送出版協会)

大災害時、とりわけ災害初期においては、知事や市町など行政のトップがすすんでマスコミに登場し、災害対策に取り組んでいる行政の姿勢と施策を説明していくことが望ましい。(廣井脩「災害時のマスコミの役割に関する課題とあり方」『阪神・淡路大震災 震災対策国際総合検証事業 検証報告 第6巻《マスコミ》』兵庫県・震災対策国際総合検証会議)

災害時の被災者の情報ニーズは、時間経過とともに変化していく。行政機関にもライフライン機関にも、こうした情報のニーズの変化を踏まえた情報の提供が要求される。(廣井脩「災害時のマスコミの役割に関する課題とあり方」『阪神・淡路大震災 震災対策国際総合検証事業 検証報告 第6巻《マスコミ》』兵庫県・震災対策国際総合検証会議)

放送要請協定には、どんな放送が可能なのか、いつまで有効なのか、放送に料金が発生するものなのかなどの細部が明記されていなかった。(中略)復旧関連の情報に内容が移っていったとき、これが1ヶ月、2ヶ月も続くのかどうか問題になってきた。(廣井脩「災害時のマスコミの役割に関する課題とあり方」『阪神・淡路大震災 震災対策国際総合検証事業 検証報告 第6巻《マスコミ》』兵庫県・震災対策国際総合検証会議)

(「兵庫県 / AM神戸防災情報放送協定」の締結について)緊急時が番組の中に割り込んで流されるが、地域の安全が脅かされる緊急時はジャーナリズムである前に地域の防災機関としての立場を優先させるべき、との結論から締結された。(『阪神・淡路大震災復興誌(第4巻)』(財)阪神・淡路大震災記念協会)
初動体制(だれがどこでどのようにしてマスコミ対応にあたるか)について、地域防災計画あるいは防災業務計画のなかで明確に規定すること、そして広報担当者のための「マスコミ対応マニュアル」をあらかじめ作成しておくことが望ましい。(廣井脩「災害時のマスコミの役割に関する課題とあり方」『阪神・淡路大震災 震災対策国際総合検証事業 検証報告 第6巻《マスコミ》』兵庫県・震災対策国際総合検証会議)

課題の整理
災害時放送要請協定内容に関する検討 災害時におけるマスメディアとの連携 災害時におけるマスコミ対応 マスメディアを活用した情報発信のあり方に関する検討 マスメディアの取材に関するモラルの育成
今後の考え方など
震災での経験を踏まえて、連携のあり方を考えていく。(尼崎市)